

現行	改正後（案）
<p>(総則)</p> <p>第1条 受注者（以下「乙」という。）は仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）までに、発注者（以下「甲」という。）が委託する頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。</p> <p>2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、甲乙協議して定める。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、設計図書に定めがある場合は契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は成果物について設計図書に定めがない場合は業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所</p>

現行	改正後（案）
	<p>る。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>（管理技術者）</p> <p>第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>（照査技術者）</p> <p>第12条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。</p> <p>（地元関係者との交渉等）</p> <p>第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。</p> <p>（土地への立入り）</p> <p>第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>（管理技術者等に対する措置請求）</p> <p>第15条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">（業務の調査等）</p> <p>第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。</p>	<p><u>2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</u></p> <p><u>4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（履行報告）</p> <p>第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（貸与品等）</p> <p>第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査等機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p><u>2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）</p> <p>第18条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（条件変更等）</p> <p>第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実</p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。</p> <p>(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>
<p>（業務内容の変更等）</p> <p>第5条 甲____は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止 _____することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。</p> <p>2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。</p>	<p>（設計図書等の変更）</p> <p>第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>4 <u>前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</u> <u>（不可抗力による損害）</u></p> <p>第31条 <u>成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査等機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</u></p> <p>4 <u>発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査等機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</u> (1) <u>業務の出来形部分に関する損害</u> <u>損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</u> (2) <u>仮設物又は調査等機械器具に関する損害</u> <u>損害を受けた仮設物又は調査等機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。</u></p> <p>6 <u>数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以</u></p>

現行	改正後 (案)
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p>(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第32条 発注者は、第8条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第28条、第29条、前条、第35条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者との協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>
<p>(検査及び引渡し)</p>	<p>(検査及び引渡し)</p>
<p>第9条 乙は委託業務を完了したときは、遅延なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日 から10日以内に 業務委託の完了を確認するための検査を行わなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第33条 受注者は、業務を完了したときは、設計図書に定めるところにより、その旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、発注者及び受注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。</p> <p>3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の</p>
<p>3 前項の 検査の結果不合格となり、業務の完了について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日について</p>	<p>_____ 検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を</p>

現行	改正後（案）
<p>は前項を 準用する。</p> <p>4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、業務の内容が役務の提供である場合を除き、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。</p> <p>5 甲は、前項の引き渡しを受けた後は、当該目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。</p> <p>（業務委託料の支払い）</p> <p>第10条 乙 は、前条の規定による 検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って、業務委託料の支払いを請求するものとする。</p> <p>2 甲 は、前項の支払 請求があったときは、その 日から30日以内に 支払わなければならない。</p>	<p>業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>（業務委託料の支払い）</p> <p>第34条 受注者は、前条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。</p> <p>（引渡し前における成果物の使用）</p> <p>第35条 発注者は、第33条第3項若しくは第4項又は第37条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（部分払）</p> <p>第36条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡し等を受けている場合には、当該引渡し等部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中設計図書に定める回数を超えることができない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。</p>

現行	改正後（案）
	<p>の支払いとした場合において、当該月の業務が完了したときは、第33条中「業務」とあるのは「各月の業務」と、「成果物」とあるのは「当該月に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「当該月に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>4 前項に規定する場合のほか、業務委託料の支払方法を、契約書等で履行期間を分割して支払うこととした場合において、当該期間の業務が完了したときは、第33条中「業務」とあるのは「当該期間における業務」と、「成果物」とあるのは「当該期間に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「当該期間に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により準用する第34条第1項の規定により受注者が請求することができる「指定部分に係る業務委託料」及び「引渡部分に係る業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項及び第2項において読み替えて準用する第34条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>6 第3項及び第4項の規定により準用する第34条第1項の規定により受注者が請求することができる「当該月に係る業務委託料」及び「当該期間に係る業務委託料」は、契約書等に記載の額とする。</p> <p>（第三者による代理受領）</p> <p>第38条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（第37条において準用する場合を含む。）又は第36条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p>（部分払金等の不払に対する業務中止）</p> <p>第39条 受注者は、発注者が第36条又は第37条第1項、第2項、第3項若しくは第4項において読み替えて準用する第34条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、</p>

現行	改正後（案）
<p>(1) 期限 内に<u>契約を履行</u>しないとき又は<u>履行の見込</u>がないと<u>認め</u>たとき。</p> <p>(2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。</p> <p>(3) 前各号 のほか、この契約に<u>違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められる</u>とき。</p> <p>※ 現行第11条第1項第4号は改正後第43条へ、同条第2項及び第3項は改正後第50条へ</p>	<p>き。</p> <p>(2) <u>履行期間内に完了</u>しないとき又は<u>履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められる</u>とき。</p> <p>(3) <u>管理技術者について、第11条の規定により配置しなければならないとされている場合において、配置しなかった</u>とき。</p> <p>(4) <u>正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされない</u>とき。</p> <p>(5) 前各号に<u>掲げる場合</u>のほか、この契約に<u>違反した</u>とき。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡した</u>とき。</p> <p>(2) <u>この契約の成果物を完成させることができないこと、又は成果物について設計図書に定めがない場合はこの契約の全部の債務の履行が不能であることが明らかである</u>とき。</p> <p>(3) <u>受注者がこの契約の成果物の完成の債務、又は成果物について設計図書に定めがない場合はこの契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した</u>とき。</p> <p>(4) <u>受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない</u>とき。</p> <p>(5) <u>契約の成果物の性質、又は成果物について設計図書に定めがない場合はこの契約の業務内容の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過した</u>とき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、<u>受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである</u>とき。</p> <p>(7) <u>暴力団（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同</u></p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※ 現行第11条第1項</p> <p>(4) <u>乙</u> が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（<u>乙</u> が個人である場合にはその者を、<u>乙</u> が法人である場合にはその役員（<u>執行役員を含む</u> _____））又はその支店若しくは常時<u>物品売買</u>契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（<u>宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。</u>）と認められるとき。</p> <p>イ 暴力団（<u>条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。</u>）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>あたり</u>、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ <u>乙</u> が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、<u>甲</u> が<u>乙</u> に対して当該契約の解除を求め、<u>乙</u> がこれ</p>	<p><u>じ。</u>）又は暴力団員等（<u>条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。</u>）が経営に実質的に関与していると認められる者に<u>業務委託料債権を譲渡したとき。</u></p> <p><u>(8) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p><u>(9) 受注者</u>が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（<u>受注者</u>が個人である場合にはその者を、<u>受注者</u>が法人である場合にはその役員（<u>業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう</u>））又はその支店若しくは常時<u>業務等</u>の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等 _____ と認められるとき。</p> <p>イ 暴力団 _____ 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>当たり</u>、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ <u>受注者</u>が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、<u>発注者</u>が<u>受注者</u>に対して当該契約の解除を求め、<u>受注者</u>がこれ</p>

現行	改正後（案）
<p>に従わなかったとき。</p> <p>(談合等不正行為に係る甲の解除権)</p> <p>第12条 甲は、乙（第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。</p> <p>(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。</p>	<p>に従わなかったとき。</p> <p>(10) 発注者は、受注者（ウ及びエ）にあっては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき</p> <p>ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p>イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。</p> <p>エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第44条 第42条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p>第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を</p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>解除することができる。</p> <p><u>(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p> <p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第47条</u> 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p><u>(解除の効果)</u></p> <p><u>第48条</u> この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡し等に係る部分については、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡し等を受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡し等を受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡し等を受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。</p> <p><u>3</u> 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第49条</u> 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>2</u> 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条第1項、第2項、第3項又は第4項に規定する部分引渡し等に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査等機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は</p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)</u>があるときは、<u>受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</u></p> <p><u>3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</u></p> <p>(1) <u>業務の出来形部分に関する撤去費用等</u> <u>この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第41条、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。</u></p> <p>(2) <u>調査等機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等</u> <u>受注者が負担する。</u></p> <p><u>4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</u></p> <p><u>6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u> <u>（発注者の損害賠償請求等）</u></p> <p>第50条 <u>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p>
<p>(履行遅滞の場合における延滞金)</p> <p>第8条 <u>乙の責めに帰する事由により、履行期間までに委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞金を附して履行期間を延長することができる。</u></p>	<p>(1) <u>履行期間内に業務を完了することができないとき。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第52条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第33条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要な認められる請求等を行うことができる。</p> <p>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
<p>(賠償の予約)</p> <p>第14条 乙 _____ は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲 _____ が _____ 契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。<u>委託</u>業務が完了した後も同様とす</p>	<p>(賠償の予約)</p> <p>第53条 受注者は、第43条第10号 _____ のいずれかに該当するときは、<u>発注者</u>がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。____業務が完了した後も同様とす</p>

現行	改正後（案）
<p>る。ただし、次に掲げる場合は、この限りで<u>は</u>ない。</p> <p>(1) <u>第12条第1項第1号及び第2号</u>に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、<u>甲</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定は、<u>甲</u>に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、<u>甲</u>がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <hr/> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p><u>第15条</u> <u>乙</u>がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を<u>甲</u>の指定する期間内に支払わないときは、<u>甲</u>は、その支払わない額に<u>甲</u>の指定する期間を経過した日から<u>請負代金額</u>支払いの日まで<u>年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した</u> <u>額と、甲</u>の支払うべき<u>請負代金額</u>とを相殺し、なお不足があるときは、<u>追徴する。</u></p> <p>2 前項の追徴をする場合には、<u>甲</u>は、<u>乙</u>から遅延日数に<u>つき年5パーセントの割合で計算して得た</u> <u>額の延滞金を徴収する。</u></p> <hr/> <p>（予算の減額又は削除に伴う解除等）</p> <p><u>第17条</u> この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、<u>甲</u>は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>（契約外の事項）</p> <p><u>第18条</u> この契約に定めのない事項については、<u>宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）</u>によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて<u>甲乙</u>協議して定める<u>ものとする。</u></p>	<p>る。ただし、次に掲げる場合は、この限りで<u>な</u>い。</p> <p>(1) <u>第43条第10号ア及びイ</u>に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、<u>発注者</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定は、<u>発注者</u>に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、<u>発注者</u>がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>（保険）</p> <p><u>第54条</u> <u>受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</u></p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p><u>第55条</u> <u>受注者</u>がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を<u>発注者</u>の指定する期間内に支払わないときは、<u>発注者</u>は、その支払わない額に<u>発注者</u>の指定する期間を経過した日から<u>業務委託料</u>支払いの日までの<u>日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料</u>とを相殺し、なお不足があるときは、<u>追徴する。</u></p> <p>2 前項の追徴をする場合には、<u>発注者</u>は、<u>受注者</u>から遅延日数に<u>応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>（予算の減額又は削除に伴う解除等）</p> <p><u>第56条</u> この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、<u>発注者</u>は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>（契約外の事項）</p> <p><u>第57条</u> この契約に定めのない事項については、<u>宇和島市契約規則</u>によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて<u>発注者と受注者とが</u>協議して定める<u>ものとする。</u></p>